

訪問介護サービスの主な利用料金

身体介護

利用時間	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)
20分未満	1,858円	186円	372円
20分以上30分未満	2,787円	279円	558円
30分以上1時間未満	4,420円	442円	884円
1時間以上1.5時間未満	6,462円	647円	1,239円
以降30分を増すごとに	929円	93円	186円

身体介護に引き続き生活援助を行った場合

利用時間	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)
生活援助20分以上	身体介護料金＋ 745円	身体介護料金＋ 75円	身体介護料金＋ 149円
生活援助45分以上	身体介護料金＋ 1,480円	身体介護料金＋ 148円	身体介護料金＋ 296円
生活援助70分以上	身体介護料金＋ 2,225円	身体介護料金＋ 223円	身体介護料金＋ 445円

生活援助のみを行った場合

利用時間	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)
20分以上	2,031円	204円	407円
45分以上	2,501円	251円	501円

各種加算

各種加算	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)
初回加算	2,042円	205円	409円
緊急時訪問加算 (1回につき)	1,021円	103円	205円
生活機能向上連携加算 (I)	1,021円	103円	205円
生活機能向上連携加算 (II)	2,042円	205円	409円
介護職員処遇改善加算 (II)	当該月の合計額に10.0%相当額が加わります。		

※介護保険が適用される場合、お客様のご負担は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合となります。介護保険適用外部分については、全額お客様のご負担となります。

※お客様がまだ要介護認定を受けておられず、「暫定居宅サービス計画」に基づくサービスを利用された後、認定が「非該当」となった場合は、サービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。

※上記の金額は、午前8時～午後6時までの利用料金です。早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）の利用料金は、上記料金に125/100を乗じた額となります。詳細はケアマネジャーあるいはサービス提供責任者にご相談下さい。

※当事業所は、国の定める特定事業所に該当します。特定事業所とは、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図ることを重点的に行っている事業所です。サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から「特定事業所加算」として通常の基本単位より10%加算されています。